

奈良県告示第三百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があつた。

令和七年十二月二日

奈良県知事 山下 真

- 一 指定の場所（令和七年十一月七日現在の地番による。）
北葛城郡河合町中山台一丁目二番一一及び二二番一二の各一部
- 二 申請者氏名 リアルアセット株式会社 代表取締役 久保西竜成
- 三 申請者住所 奈良市登美ヶ丘二丁目五番一一号
- 四 道路の幅員 六・〇メートル
- 五 道路の延長 一七・四三メートル
- 六 指定年月日 令和七年十一月十八日
- 七 指定番号 高土第R〇五〇五号